

計量証明業調査票記入注意

この調査票にお答え頂いた内容は、統計作成上の目的以外に使用されることはありません

平成21年11月1日
経済産業省

- 調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。
- 調査票は1部作成し提出してください。なお、「調査票の記載例」の裏面は、調査票の写しとなっていますので、記入者（事業所）の控え・保存用として使用してください。

I. 基本的注意事項

- (1) 記入は、黒若しくは青のペン又はボールペンを用い、はっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
- (3) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- (4) 割合を記入する場合は、整数（例えば、6.3%→6%、1.5%→2%）で記入し、その合計が100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい区分のところで調整してください。
- (5) この調査は、事業所単位の調査となっています。したがって調査票の記載は、設問内容に応じて「事業所」若しくは「計量証明業務」について「あなたの事業所」に関する内容を記入してください。同一企業内の他の事業所分は含みません。

II. 調査対象となる事業所

※当該調査では、平成19年11月改定の日本標準産業分類上の定義を用いています。

この調査の対象となる事業所は、日本標準産業分類の小分類745-計量証明業に格付けされる事業所です。

具体的には、「計量証明業」は、顧客の要請に応じて、以下の業務を営む事業所が調査の対象となります。

- ① 貨物の質量、体積などを計量し、その結果の証明（証明行為の形式は問わない。以下同じ。）を行う業務（一般計量証明業務）
- ② 環境の状態に関して、大気・水質・土壌の濃度、騒音・振動レベルなどを計量し、その結果の証明を行う業務（環境計量証明業務）
- ③ 一般計量証明業務及び環境計量証明業務以外で、貨物以外の質量などの計量証明、環境以外の濃度などの計量証明を行う業務（その他の計量証明業務）

◆ただし、自企業内の測定分析のみを行っている事業所は、調査の対象となりません。

また、船積貨物の積込・陸揚にかかわる検数・鑑定・検量を行う事業所は、大分類H－運輸業、郵便業、他に分類されない運輸に附帯するサービス業（細分類4899）に分類される（下記①参照）ため、調査の対象となりません。

（参考）日本標準産業分類

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。詳細は総務省のホームページ

【<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19index.htm>】をご覧ください。

計量証明業(小分類番号:745)

① 一般計量証明業[細分類番号 745]

主として委託を受けて、貨物の積卸し又は入出庫に際して長さ、質量、面積、体積又は熱量を計量し、その結果の証明（証明行為の形式を問わない）を行う事業所をいう。

ただし、船積貨物の積込又は陸揚にかかわる検数・鑑定及び検量を行う事業所は大分類H－運輸業 [4899] に分類される。

【例示】質量計量証明業、長さ・面積等計量証明業

② 環境計量証明業[細分類番号 7452]

主として委託を受けて、環境の状態に関し、濃度、騒音レベル、振動レベル、放射能などを計量し、その結果の証明（証明行為の形式を問わない）を行う事業所をいう。

【例示】環境測定分析業、作業環境測定分析業、土壌汚染測定分析業、水質汚濁測定分析業、浮遊粉じん測定業、放射能等測定分析業

③ その他の計量証明業[細分類番号 7459]

主として委託を受けて、貨物以外の長さ、質量など又は環境の状態以外の濃度などの物象の状態の量に関し計量し、その結果の証明（証明行為の形式は問わない）を行う事業所をいう。

ただし、貨物にかかわる質量などの計量証明を行う事業所は細分類7451に、環境にかかわる濃度などの計量証明を行う事業所は細分類7452に分類される。

【例示】金属・鉱物分析業、貨物以外の質量証明業、環境以外の濃度計量証明業

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記 入 注 意						
1	事業所名及び所在地	<p>(1) 「Ⅰ 事業所名」については、あらかじめプリントされている事業所の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの事業所の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに（ ）書きで記入してください。また、事業所名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「Ⅱ 事業所の所在地」については、あらかじめプリントされている内容（郵便番号、所在地及び電話番号）が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの事業所が実際に事業を行っている場所を記入してください。</p> <p>(3) 「Ⅲ 本社の所在地」については、あなたの事業所が支社、支店及び営業所である場合に、登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている本社の場所を記入してください。したがって、あなたの事業所が本社である場合は、この項目に記入する必要はありません。</p>						
2	経営組織及び資本金額	<p>(1) 「Ⅰ 経営組織」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する経営組織の番号を○で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの事業所が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「Ⅱ 資本金額（又は出資金額）」欄に必ず記入してください。なお、<u>資本金額（株式会社、有限会社）又は出資金額（合資会社、合名会社、合同会社）が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください（5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください）。</u></p> <table border="1" data-bbox="459 1339 1414 2002"> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 1339 659 1464">1 会社</td> <td data-bbox="659 1339 1414 1464">株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1464 659 1839">2 会社以外の法人・団体</td> <td data-bbox="659 1464 1414 1839"> 公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社（※）をいいます。 （※）<u>「外国の会社」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「外資系の会社」は「外国の会社」とはせず、「1 会社」となります。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1839 659 2002">3 個人経営</td> <td data-bbox="659 1839 1414 2002"> 個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。 </td> </tr> </tbody> </table>	1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社（※）をいいます。 （※） <u>「外国の会社」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「外資系の会社」は「外国の会社」とはせず、「1 会社」となります。</u>	3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。
1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。							
2 会社以外の法人・団体	公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社（※）をいいます。 （※） <u>「外国の会社」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「外資系の会社」は「外国の会社」とはせず、「1 会社」となります。</u>							
3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。							

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意						
3	本社・支社別	<p>「Ⅰ 事業所の本社・支社別」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する本社・支社別の番号を○で囲んでください。</p> <p>また、本社・支社別の内容は以下の表を参照してください。なお、親会社と子会社はそれぞれ独立した企業で、「本社」、「支社」の関係はありません。</p> <table border="1" data-bbox="459 555 1410 1048"> <tr> <td data-bbox="459 555 657 678">1 単独事業所</td> <td data-bbox="657 555 1410 678">他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 678 657 925">2 本 社</td> <td data-bbox="657 678 1410 925">他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 925 657 1048">3 支 社</td> <td data-bbox="657 925 1410 1048">他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。</td> </tr> </table>	1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。	2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。	3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。
1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。							
2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。							
3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。							
<p>◎以下の調査事項(番号4～7)については、あなたの事業所のみ金額(又は割合)等を記入してください。他の事業所分は含みません。</p>								
4	年間売上高	<p>(1) 「Ⅰ 事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」</p> <p>① <u>事業所の年間売上高については、あなたの事業所が平成20年11月1日 から平成21年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u></p> <p>なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の事業所の売上高を記入してください。</p> <p>② 当該年間売上高には、本社・支社(営業所)間及び支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、提供価格若しくは振替仕切額(提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を含めてください。</p> <p>③ 当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入(いわゆる営業外収入)は含めないでください。</p> <p>(2) 「Ⅱ Ⅰの「事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別売上高」</p> <p>① 上記(1)の「Ⅰ」欄で記入した「事業所の年間売上高」について、「計量証明業務」及び「その他業務」に分けて業務別年間売上高を記入してください。</p>						

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																			
4	年間売上高 (つづき)	<p>(つづき)</p> <p>② 「計量証明業務」の内容については、本記入注意の「Ⅱ. 調査対象となる事業所」に記載されている業務(1～2頁参照)に基づきますので、当該部分を参照してください。</p> <p>③ 「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他業務の内訳」の表に、「その他業務」全体の売上高に対する当該業務(売上高がある業務)の売上高の割合を記入してください。例えば、「製造業務」の売上高がある場合は、「その他業務の内訳」の表の「製造業務」欄に、「その他業務」全体の売上高に対する「製造業務」の売上高の割合を記入してください。なお、「その他業務の内訳」の表における業務の内容については、本記入注意の「5 年間売上高の契約先産業別割合」に記載している産業別区分表(6～8頁参照)に従ってください。</p> <p>(3) 「Ⅲ 「計量証明業務」の年間売上高の業務種類別割合」</p> <p>① 上記(2)の「Ⅱ」欄で記入した「計量証明業務」の年間売上高について、その内訳である業務種類別の割合を、合計が100%となるように整数で記入してください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>② 業務種類別割合は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="448 1108 1422 1776"> <thead> <tr> <th colspan="2">業務種類区分</th> <th>内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般計量証明業務</td> <td>質量</td> <td>○貨物の質量の測定</td> </tr> <tr> <td>体積</td> <td>○貨物の体積の測定</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>○貨物の長さ、面積、熱量等の上記以外の測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">環境計量証明業務</td> <td>大気</td> <td>○ばい煙、粉じん、自動車排気ガス、悪臭等の大気中の物質の濃度の測定</td> </tr> <tr> <td>水質</td> <td>○河川、湖沼の沿岸地域等の公共用水域に排水される水に含まれる物質の濃度の測定</td> </tr> <tr> <td>土壌</td> <td>○水底のたい積物等を含む土壌中の物質の濃度の測定</td> </tr> <tr> <td>騒音</td> <td>○事業活動や建設工事等に伴って発生する騒音・振動の測定</td> </tr> </tbody> </table>	業務種類区分		内 容 例 示	一般計量証明業務	質量	○貨物の質量の測定	体積	○貨物の体積の測定	その他	○貨物の長さ、面積、熱量等の上記以外の測定	環境計量証明業務	大気	○ばい煙、粉じん、自動車排気ガス、悪臭等の大気中の物質の濃度の測定	水質	○河川、湖沼の沿岸地域等の公共用水域に排水される水に含まれる物質の濃度の測定	土壌	○水底のたい積物等を含む土壌中の物質の濃度の測定	騒音	○事業活動や建設工事等に伴って発生する騒音・振動の測定
業務種類区分		内 容 例 示																			
一般計量証明業務	質量	○貨物の質量の測定																			
	体積	○貨物の体積の測定																			
	その他	○貨物の長さ、面積、熱量等の上記以外の測定																			
環境計量証明業務	大気	○ばい煙、粉じん、自動車排気ガス、悪臭等の大気中の物質の濃度の測定																			
	水質	○河川、湖沼の沿岸地域等の公共用水域に排水される水に含まれる物質の濃度の測定																			
	土壌	○水底のたい積物等を含む土壌中の物質の濃度の測定																			
	騒音	○事業活動や建設工事等に伴って発生する騒音・振動の測定																			

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意															
4	年間売上高 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">業務種類区分</th> <th>内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">環境計量証明業務 (つづき)</td> <td>作業環境測定</td> <td>○「作業環境測定法施行規則」により、有害な業務として指定された下記5区分の作業場内における空气中の粉じん、放射性物質、鉛、有機溶剤の濃度の測定 i 粉じんを著しく発散する屋内作業場 ii 放射性物質取扱作業室 iii 特定化学物質を製造し、若しくは取扱う屋内作業場 iv 鉛業務を行う屋内作業場 v 有機溶剤を製造し、若しくは取扱う屋内作業場</td> </tr> <tr> <td>建物内測定</td> <td>○興行場、百貨店、事務所、集会所、図書館等多数の者が使用・利用する施設内の浮遊粉じん、一酸化炭素、炭酸ガス等空気の測定</td> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td>○興行場、百貨店、事務所、集会所、図書館等多数の者が使用・利用する施設内の飲料水の水質測定</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>○上記以外の環境の状態に関する測定</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他</td> <td>○貨物以外の長さ・質量などの測定、環境以外の濃度などの測定、金属・鉱物分析等の上記以外の計量証明業務</td> </tr> </tbody> </table>	業務種類区分		内 容 例 示	環境計量証明業務 (つづき)	作業環境測定	○「作業環境測定法施行規則」により、有害な業務として指定された下記5区分の作業場内における空气中の粉じん、放射性物質、鉛、有機溶剤の濃度の測定 i 粉じんを著しく発散する屋内作業場 ii 放射性物質取扱作業室 iii 特定化学物質を製造し、若しくは取扱う屋内作業場 iv 鉛業務を行う屋内作業場 v 有機溶剤を製造し、若しくは取扱う屋内作業場	建物内測定	○興行場、百貨店、事務所、集会所、図書館等多数の者が使用・利用する施設内の浮遊粉じん、一酸化炭素、炭酸ガス等空気の測定	飲料水	○興行場、百貨店、事務所、集会所、図書館等多数の者が使用・利用する施設内の飲料水の水質測定	その他	○上記以外の環境の状態に関する測定	その他		○貨物以外の長さ・質量などの測定、環境以外の濃度などの測定、金属・鉱物分析等の上記以外の計量証明業務
業務種類区分		内 容 例 示															
環境計量証明業務 (つづき)	作業環境測定	○「作業環境測定法施行規則」により、有害な業務として指定された下記5区分の作業場内における空气中の粉じん、放射性物質、鉛、有機溶剤の濃度の測定 i 粉じんを著しく発散する屋内作業場 ii 放射性物質取扱作業室 iii 特定化学物質を製造し、若しくは取扱う屋内作業場 iv 鉛業務を行う屋内作業場 v 有機溶剤を製造し、若しくは取扱う屋内作業場															
	建物内測定	○興行場、百貨店、事務所、集会所、図書館等多数の者が使用・利用する施設内の浮遊粉じん、一酸化炭素、炭酸ガス等空気の測定															
	飲料水	○興行場、百貨店、事務所、集会所、図書館等多数の者が使用・利用する施設内の飲料水の水質測定															
	その他	○上記以外の環境の状態に関する測定															
その他		○貨物以外の長さ・質量などの測定、環境以外の濃度などの測定、金属・鉱物分析等の上記以外の計量証明業務															
5	年間売上高の 契約先産業別 割合	<p>(1) 「計量証明業務」の年間売上高の契約先産業別割合」 契約先（取引相手）の各産業の割合の合計が100%となるように整数で記入してください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>(2) 契約先産業別割合は、次の産業区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>産業区分</th> <th>業 種 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設業</td> <td>土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維（衣服・その他の繊維製品を含む）、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学製品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼製品、非鉄金属、金属製品、はん用機械、生産用機械、業務用機械、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械、情報通信機械、輸送用機械、時計・同部品などその他の製品の製造業</td> </tr> </tbody> </table>	産業区分	業 種 例 示	建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業	製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維（衣服・その他の繊維製品を含む）、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学製品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼製品、非鉄金属、金属製品、はん用機械、生産用機械、業務用機械、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械、情報通信機械、輸送用機械、時計・同部品などその他の製品の製造業									
産業区分	業 種 例 示																
建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業																
製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維（衣服・その他の繊維製品を含む）、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学製品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼製品、非鉄金属、金属製品、はん用機械、生産用機械、業務用機械、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械、情報通信機械、輸送用機械、時計・同部品などその他の製品の製造業																

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																
5	年間売上高の契約先産業別割合(つづき) (*平成19年11月に改定された日本標準産業分類の区分に変更されております。20年調査の区分と違っている箇所がありますのでご注意ください。	(つづき) <table border="1" data-bbox="448 365 1422 1928"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 365 619 398">産業区分</th> <th data-bbox="619 365 1422 398">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 398 619 495">電気・ガス・熱供給・水道業</td> <td data-bbox="619 398 1422 495">電気業、ガス業、熱供給業、水道業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 495 619 797">情報通信業 (*)</td> <td data-bbox="619 495 1422 797">通信業（固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業）、放送業（公共放送業、民間放送業、有線放送業）、情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 797 619 1137">運輸業，郵便業 (*)</td> <td data-bbox="619 797 1422 1137">鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業、郵便業（信書便事業を含む）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1137 619 1249">卸売業，小売業</td> <td data-bbox="619 1137 1422 1249">商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1249 619 1473">金融業，保険業</td> <td data-bbox="619 1249 1422 1473">銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関（クレジットカード業、割賦金融業など）、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業（含、保険媒介代理業、保険サービス業）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1473 619 1630">不動産業 物品賃貸業 (*)</td> <td data-bbox="619 1473 1422 1630">不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業、物品賃貸業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1630 619 1928">学術研究，専門・技術サービス業 (同業者を除く) (*)</td> <td data-bbox="619 1630 1422 1928">学術・開発研究機関、専門サービス業（法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、その他の専門サービス業（興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など）、広告業、技術サービス業（獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、写真業）、その他の技術サービス業</td> </tr> </tbody> </table>	産業区分	業種例示	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業	情報通信業 (*)	通信業（固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業）、放送業（公共放送業、民間放送業、有線放送業）、情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）	運輸業，郵便業 (*)	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業、郵便業（信書便事業を含む）	卸売業，小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等	金融業，保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関（クレジットカード業、割賦金融業など）、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業（含、保険媒介代理業、保険サービス業）	不動産業 物品賃貸業 (*)	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業、物品賃貸業	学術研究，専門・技術サービス業 (同業者を除く) (*)	学術・開発研究機関、専門サービス業（法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、その他の専門サービス業（興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など）、広告業、技術サービス業（獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、写真業）、その他の技術サービス業
産業区分	業種例示																	
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業																	
情報通信業 (*)	通信業（固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業）、放送業（公共放送業、民間放送業、有線放送業）、情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）																	
運輸業，郵便業 (*)	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業、郵便業（信書便事業を含む）																	
卸売業，小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等																	
金融業，保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関（クレジットカード業、割賦金融業など）、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業（含、保険媒介代理業、保険サービス業）																	
不動産業 物品賃貸業 (*)	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業、物品賃貸業																	
学術研究，専門・技術サービス業 (同業者を除く) (*)	学術・開発研究機関、専門サービス業（法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、その他の専門サービス業（興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など）、広告業、技術サービス業（獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、写真業）、その他の技術サービス業																	

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																		
5	年間売上高の契約先産業別割合(つづき) (*)平成19年11月に改定された日本標準産業分類の区分に変更されています。20年調査の区分と違っている箇所がありますのでご注意ください。	(つづき) <table border="1" data-bbox="451 365 1422 1917"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 365 619 405">産業区分</th> <th data-bbox="619 365 1422 405">業 種 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 405 619 584"> 宿泊業, 飲食サービス業 </td> <td data-bbox="619 405 1422 584"> 食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 584 619 819"> 生活関連サービス業, 娯楽業 (*) </td> <td data-bbox="619 584 1422 819"> 洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業(映画館、興行場(別掲を除く)、興行団、スポーツ施設提供業(フィットネスクラブを含む。)、公園、遊園地・テーマパーク、その他の娯楽業 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 819 619 976"> 教育, 学習支援業 (*) </td> <td data-bbox="619 819 1422 976"> 学校教育、その他の教育, 学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業など)) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 976 619 1245"> サービス業 (*) </td> <td data-bbox="619 976 1422 1245"> 廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、警備業、他に分類されない事業サービス業、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1245 619 1323"> 公 務 </td> <td data-bbox="619 1245 1422 1323"> 国家及び地方公務 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1323 619 1447"> 同 業 者 </td> <td data-bbox="619 1323 1422 1447"> 「計量証明業」の同業者(同一企業の本社・支社・営業所間での企業内取引を含む。) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1447 512 1805"> そ の 他 </td> <td data-bbox="512 1447 1422 1805"> そ の 他 の 産 業 (*) 農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など ※海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1805 512 1917"> 個 人 </td> <td data-bbox="512 1805 1422 1917"> 契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。 </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="475 1944 962 1977">(別掲) 競輪、競馬等の競走場、競技団</p>	産業区分	業 種 例 示	宿泊業, 飲食サービス業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業	生活関連サービス業, 娯楽業 (*)	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業(映画館、興行場(別掲を除く)、興行団、スポーツ施設提供業(フィットネスクラブを含む。)、公園、遊園地・テーマパーク、その他の娯楽業	教育, 学習支援業 (*)	学校教育、その他の教育, 学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業など))	サービス業 (*)	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、警備業、他に分類されない事業サービス業、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)	公 務	国家及び地方公務	同 業 者	「計量証明業」の同業者(同一企業の本社・支社・営業所間での企業内取引を含む。)	そ の 他	そ の 他 の 産 業 (*) 農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など ※海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。	個 人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。
産業区分	業 種 例 示																			
宿泊業, 飲食サービス業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業																			
生活関連サービス業, 娯楽業 (*)	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業(映画館、興行場(別掲を除く)、興行団、スポーツ施設提供業(フィットネスクラブを含む。)、公園、遊園地・テーマパーク、その他の娯楽業																			
教育, 学習支援業 (*)	学校教育、その他の教育, 学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業など))																			
サービス業 (*)	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、警備業、他に分類されない事業サービス業、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)																			
公 務	国家及び地方公務																			
同 業 者	「計量証明業」の同業者(同一企業の本社・支社・営業所間での企業内取引を含む。)																			
そ の 他	そ の 他 の 産 業 (*) 農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など ※海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。																			
個 人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。																			

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																	
6	年間営業費用及び年間営業費用固定資産取得額	<p>(1) 「I 事業所の年間営業費用(消費税額を含む。)」</p> <p>① 年間営業費用については、<u>あなたの事業所(企業ではありません。)</u>が、平成20年11月1日から平成21年10月31日までの1年間に要した費用について、<u>下記区分に従って記入してください。</u></p> <p>なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。</p> <p>② 当該年間営業費用には、営業外費用(支払利息、割引料、為替差損等)は含めないでください。</p> <p>③ 年間営業費用には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>④ 年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="448 745 1422 1984"> <thead> <tr> <th colspan="2">費用区分</th> <th>費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">賃借料</td> <td>給与支給総額</td> <td>○平成20年11月1日から平成21年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 ○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 ○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。</td> </tr> <tr> <td>外注費</td> <td>○業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">賃借料</td> <td>土地・建物</td> <td>○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</td> </tr> <tr> <td>情報通信機器</td> <td>○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> </tbody> </table>	費用区分		費用例示	賃借料	給与支給総額	○平成20年11月1日から平成21年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 ○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 ○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。	外注費	○業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。	減価償却費	○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。	賃借料	土地・建物	○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。	情報通信機器	○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。	その他	○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。
費用区分		費用例示																	
賃借料	給与支給総額	○平成20年11月1日から平成21年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 ○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 ○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。																	
	外注費	○業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。																	
	減価償却費	○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。																	
賃借料	土地・建物	○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。																	
	情報通信機器	○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																	
	その他	○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																	

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																	
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <tr> <td style="width: 15%;">その他の営業費用</td> <td>○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料、商品仕入、原材料仕入、買入部品費など</td> </tr> </table> <p>※営業費用の調査項目には、売上原価、販売費及び一般管理費を含めて記入してください。損益計算書との関係は15頁を参照してください。</p> <p>(2)「Ⅱ 事業所の過去1年間における営業用固定資産取得額(消費税額を含む。)」</p> <p>① 「事業所の営業用固定資産取得額」には、平成20年11月1日から平成21年10月31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。 なお、この1年間に営業用固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。</p> <p>② 年間営業用固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>③ 年間営業用固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">資産区分</th> <th>資 産 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">有形固定資産</td> <td>機械・情報通信機器</td> <td>○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用</td> </tr> <tr> <td>建物・その他の有形固定資産</td> <td>○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物附属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無形固定資産</td> <td>○物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。</td> </tr> </tbody> </table>	その他の営業費用	○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料、商品仕入、原材料仕入、買入部品費など	資産区分		資 産 例 示	有形固定資産	機械・情報通信機器	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用	その他	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用	土地	○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用	建物・その他の有形固定資産	○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物附属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など	無形固定資産		○物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。
その他の営業費用	○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料、商品仕入、原材料仕入、買入部品費など																		
資産区分		資 産 例 示																	
有形固定資産	機械・情報通信機器	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用																	
	その他	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用																	
	土地	○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用																	
	建物・その他の有形固定資産	○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物附属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など																	
無形固定資産		○物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。																	

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意						
7	従業者数	<p>(1) 従業者数は、平成21年11月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3) 「I 事業所の従業者数」 事業所の従業者数について、以下に従って記入してください。</p> <p>① 「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の事業所に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。</p> <p><u>なお、貴事業所において個人と契約を結んで雇用している場合は、「個人業主」に含めるのではなく、「有給役員」以降の該当する部門に含めて記入してください。(別経営の事業所から派遣されて当該企業に在籍している「個人業主」の人も含まれません。)</u></p> <p>② 上記①において「別経営の事業所に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>③ 「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>④ 派遣として働いている人とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人及び下請(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。</p> <p>⑤ 従業者の各区分の内容は以下によります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>雇用形態区分</th> <th>内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者</td> <td> <p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人</p> <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。</p> <p>※ 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「<u>3個人経営</u>」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td>② 有給役員</td> <td> <p>○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人</p> <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内 容 例 示	① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人</p> <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。</p> <p>※ 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「<u>3個人経営</u>」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。</p>	② 有給役員	<p>○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人</p> <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>
雇用形態区分	内 容 例 示							
① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人</p> <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。</p> <p>※ 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「<u>3個人経営</u>」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。</p>							
② 有給役員	<p>○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人</p> <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>							

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																
7	従業者数 (つづき)	<table border="1"> <tr> <td>常用雇用者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ○平成21年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人 </td> </tr> <tr> <td>③一般に正社員、正職員などと呼ばれている人</td> <td>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td>④パート、アルバイトなど</td> <td>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td>(就業時間換算雇用者数)</td> <td>○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記※参照)</td> </tr> <tr> <td>⑤ 臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)</td> <td>○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</td> </tr> <tr> <td>総 計 (①から⑤の合計)</td> <td>○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)</td> </tr> <tr> <td>総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人</td> <td>○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人</td> </tr> <tr> <td>総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人</td> <td>○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人</td> </tr> </table> <p>(※)就業時間換算雇用者数記入例</p> <p>例えば、1週間で24時間勤務のアルバイトが4人いる場合は、「④パート・アルバイト」欄に4人と記入します。あなたの会社の1週間あたり所定労働時間が40時間であれば、$24 \times 4 \div 40 = 2.4$となりますので、「就業時間換算雇用者数」には「2」と整数で記入してください。(小数点以下四捨五入)</p>	常用雇用者	<ul style="list-style-type: none"> ○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ○平成21年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人 	③一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人	④パート、アルバイトなど	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人	(就業時間換算雇用者数)	○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記※参照)	⑤ 臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)	○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人	総 計 (①から⑤の合計)	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)	総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人	総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人
常用雇用者	<ul style="list-style-type: none"> ○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ○平成21年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人 																	
③一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人																	
④パート、アルバイトなど	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人																	
(就業時間換算雇用者数)	○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記※参照)																	
⑤ 臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)	○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人																	
総 計 (①から⑤の合計)	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)																	
総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人																	
総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人																	

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意												
7	従業者数 (つづき)	<p>(4) 「Ⅱ 「計量証明業務」の部門別事業従事者数」</p> <p>① 「計量証明業務」に携わる事業従事者数(※参照)を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務(例えば、就業時間数の多かった部門)で区分してください。</p> <p>(※) <u>事業従事者数とは</u>、従業者数(「Ⅰ」欄の総計)から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数をいいます。ただし、別経営の事業所から派遣されていても「計量証明業務」以外の業務に従事している人は除きます。</p> <p>② この欄では、「計量証明業務」に携わる事業従事者数を記入して頂きますので、調査項目との関連では下記の関係による人数となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">「Ⅰ」欄の従業者数総計(①～⑤の合計) - 「別経営の事業所に派遣している人」 + 「別経営の事業所から派遣されている人」のうち、「計量証明業務」に携わる人数(事業従事者数)</p> </div> <p>③ 部門別事業従事者数は、次の部門区分に従って記入してください。</p> <p>(注) <u>以下の各部門の「うち、別経営の事業所から派遣されている人」については、「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」のうち、「計量証明業務」に従事している人数を内数で各部門別に記入してください。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">部 門 区 分</th> <th style="width: 80%;">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">管理・営業部門</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○一般に総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する者 ○各種の計量証明業務の受注契約、委託者の意向を自社内の各部門へ伝達するなどの業務に従事する者 ※有給役員のうち、「計量証明業務」を担当する役員は、ここに含めてください。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">技 術 部 門</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 一般計量測定</td> <td>○貨物の質量、体積などの測定について、計量器の整備、計量の正確さの確保、計量方法の改善など一般計量測定業務に従事する者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 環 境 測 定</td> <td>○大気・水質・土壌の濃度、騒音・振動レベルなどの測定について、計量器の整備、計量の正確さの確保、計量方法の改善など環境測定業務に従事する者</td> </tr> </tbody> </table>	部 門 区 分	内 容 例 示	管理・営業部門	<ul style="list-style-type: none"> ○一般に総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する者 ○各種の計量証明業務の受注契約、委託者の意向を自社内の各部門へ伝達するなどの業務に従事する者 ※有給役員のうち、「計量証明業務」を担当する役員は、ここに含めてください。 	うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)		技 術 部 門		一般計量測定	○貨物の質量、体積などの測定について、計量器の整備、計量の正確さの確保、計量方法の改善など一般計量測定業務に従事する者	環 境 測 定	○大気・水質・土壌の濃度、騒音・振動レベルなどの測定について、計量器の整備、計量の正確さの確保、計量方法の改善など環境測定業務に従事する者
部 門 区 分	内 容 例 示													
管理・営業部門	<ul style="list-style-type: none"> ○一般に総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する者 ○各種の計量証明業務の受注契約、委託者の意向を自社内の各部門へ伝達するなどの業務に従事する者 ※有給役員のうち、「計量証明業務」を担当する役員は、ここに含めてください。 													
うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)														
技 術 部 門														
一般計量測定	○貨物の質量、体積などの測定について、計量器の整備、計量の正確さの確保、計量方法の改善など一般計量測定業務に従事する者													
環 境 測 定	○大気・水質・土壌の濃度、騒音・振動レベルなどの測定について、計量器の整備、計量の正確さの確保、計量方法の改善など環境測定業務に従事する者													

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意														
7	従業者数 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="450 383 727 448">部門区分</th> <th data-bbox="727 383 1418 448">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="450 448 496 963">技術部門 (つづき)</td> <td data-bbox="496 448 727 963"> 作業環境測定 </td> <td data-bbox="727 448 1418 963"> ○有害な業務として指定された5区分の作業場(※)内における空気中の粉じん、放射性物質、鉛、有機溶剤の濃度の測定について、サンプリング及び分析(解析を含む)など作業環境測定業務に従事する者 (※)6頁の、業務種類区分の表の「作業環境測定」に係る内容例示欄を参照してください。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 963 496 1048"></td> <td data-bbox="496 963 727 1048"> 建物内測定 </td> <td data-bbox="727 963 1418 1048"> ○興行場、百貨店、事務所、集会所、図書館等多数の者が使用・利用する施設内の空気、飲料水の水質などの測定について、サンプリング及び分析(解析を含む)など建物内測定業務に従事する者 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1048 496 1128"></td> <td data-bbox="496 1048 727 1128"> その他 </td> <td data-bbox="727 1048 1418 1128"> ○上記に該当しない技術部門の業務に従事する者 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1128 496 1209"></td> <td data-bbox="496 1128 727 1209"> その他 </td> <td data-bbox="727 1128 1418 1209"> ○上記に該当しない計量証明業務に従事する者 </td> </tr> </tbody> </table>	部門区分	内容例示	技術部門 (つづき)	作業環境測定	○有害な業務として指定された5区分の作業場(※)内における空気中の粉じん、放射性物質、鉛、有機溶剤の濃度の測定について、サンプリング及び分析(解析を含む)など作業環境測定業務に従事する者 (※)6頁の、業務種類区分の表の「作業環境測定」に係る内容例示欄を参照してください。		建物内測定	○興行場、百貨店、事務所、集会所、図書館等多数の者が使用・利用する施設内の空気、飲料水の水質などの測定について、サンプリング及び分析(解析を含む)など建物内測定業務に従事する者		その他	○上記に該当しない技術部門の業務に従事する者		その他	○上記に該当しない計量証明業務に従事する者
部門区分	内容例示															
技術部門 (つづき)	作業環境測定	○有害な業務として指定された5区分の作業場(※)内における空気中の粉じん、放射性物質、鉛、有機溶剤の濃度の測定について、サンプリング及び分析(解析を含む)など作業環境測定業務に従事する者 (※)6頁の、業務種類区分の表の「作業環境測定」に係る内容例示欄を参照してください。														
	建物内測定	○興行場、百貨店、事務所、集会所、図書館等多数の者が使用・利用する施設内の空気、飲料水の水質などの測定について、サンプリング及び分析(解析を含む)など建物内測定業務に従事する者														
	その他	○上記に該当しない技術部門の業務に従事する者														
	その他	○上記に該当しない計量証明業務に従事する者														

「6 年間営業費用」と損益計算書との関係

『計量証明業調査票の場合』

損益計算書 (自 平成××年×月×日 至 平成××年×月×日)	特定サービス産業実態調査における 営業費用項目
I 売上高 (営業収入)	
II 売上原価 (営業原価) ～以下は「売上原価」の中に想定される主な費用項目～ ○費やした自らの労力 ・人件費 など ○他から有償で仕入れたサービスやノウハウ ・外注費 ・減価償却費 (※) ・賃借料 ・消耗品費 ・特許、商標等使用料 ・商品仕入 ・原材料仕入 ・買入部品費 など	「給与支給総額」 「外注費」 「減価償却費」 「賃借料」 「その他の営業費用」
III 販売費及び一般管理費 ～以下は「販売費及び一般管理費」の主な費用項目～ ・販売及び一般管理業務に従事する役員・従業員の給料 ・賃金 ・手当 ・賞与 ・外注費 ・減価償却費 (※) ・不動産賃貸料 ・販売手数料 ・荷造費 ・運搬費 ・広告宣伝費 ・見本費 ・保管費 ・納入試験費 ・福利厚生費 ・販売及び一般管理部門関係の交際費 ・旅費 (従業員に限る) ・交通費 (従業員に限る) ・通信費 ・光熱費 ・消耗品費 ・租税公課 ・修繕費 ・保険料 など	「給与支給総額」 「外注費」 「減価償却費」 「賃借料」の「土地・建物」 「その他の営業費用」
営業利益×××	

販管費の費用項目であっても「売上原価」に含まれている費用項目があります。

上記の販管費であっても、原価計算により「売上原価」に計上されている費用項目があれば、それを含めて調査票には記入することになります。

※例えば、特定サービス産業実態調査票の費用項目として「減価償却費」が特掲されていますが、「売上原価」の中にも「減価償却費」が計上されていれば、その金額を含めて調査票には記入することになります。

貴事業所の対象業種の調査票を記入等するに際して、この記入注意等を見てもなお不明な点等がある場合は、お手数でも下記のコールセンターまでお問い合わせください。

「平成21年特定サービス産業実態調査コールセンター」

電話(フリーダイヤル) 0120-688-155 (受付時間/9:00~20:00)

